

令和4年度

宮崎県交通安全実施計画

宮崎県交通安全対策会議

ま え が き

令和3年中の全国の交通事故は、発生件数、死者数、負傷者数のいずれも前年より減少し、死者数は2,636人と警察庁が保有する昭和23年からの統計で、5年連続で最少を更新しました。

こうした中、本県の交通事故は、

発生件数	4,461件（前年比 -665件）
死者	30人（前年比 -6人）
負傷者	5,059人（前年比 -682人）

と、発生件数、死者数、負傷者数のいずれも前年より減少し、令和3年度に新たに策定した「第11次宮崎県交通安全計画」に掲げた「令和7年度までに年間の24時間死者数を31人以下、人身事故発生件数を5,200件以下にする」の目標を計画初年度から達成することができました。

しかし、脇見・ぼんやり、安全不確認等による交通事故の割合は、73.7%と依然として高い水準にあり、また、全死者数に占める65歳以上の高齢者の割合も60.0%と依然として高い水準にあることから、引き続き、脇見等による交通事故抑止対策や、高齢歩行者や高齢運転者対策が課題となっています。

交通死亡事故（発生29件、死者30人）の主な特徴としては、

- 年代別死者数では、高齢者（65歳以上）が最も多い。
30人中18人（全死者数の60.0%）
- 状態別死者数では、歩行者が最も多い。
30人中14人（全死者数の46.7%）
- 道路形状別では、交差点（交差点付近を含む）が最も多い。
29件中16件（全死亡事故件数の55.2%）
- 原因別では、前方不注意、動静不注視、安全不確認によるものが多い。
29件中9件（全死亡事故件数の31.0%）

などが挙げられますが、高齢社会の進展に伴い、本県の交通情勢は更に厳しくなることが予想されます。

交通安全実施計画は、第11次宮崎県安全計画（計画期間：令和3年度～7年度）の2年度目の計画として、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第3項の規定に基づき、令和4年度における県及び指定地方行政機関が講ずべき交通安全の施策を定めるものであります。

この計画に基づき、県、指定地方行政機関及びその他の関係機関・団体は相互に緊密な連携を図りながら、交通事故のない、安全で安心できる地域社会を実現するため、「人優先」の交通安全思想などを基本理念とした各般の交通安全対策を強力に推進し、第11次宮崎県交通安全計画に定める抑止目標の達成を図るものとします。

目 次

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通環境の整備

- 1 交通安全施設等の整備 1
- 2 効果的な交通規制の推進 5
 - (1) 生活道路、通学路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - (2) 生活道路等における交通規制の実施
 - (3) 自転車の通行環境の確立
 - (4) 幹線道路の円滑化対策の実施
 - (5) 現行規制の見直し
 - (6) 効果的な交通管制の推進
- 3 総合的な駐車対策の推進 6
- 4 その他道路交通環境の整備 6
 - (1) 道路使用の適正化
 - (2) 自転車・原付・自動二輪駐輪対策の推進
 - (3) 子供の遊び場の確保
 - (4) 危険物輸送に関する交通環境の整備等
 - (5) 災害発生時における交通規制等

第2節 交通安全思想の普及徹底

- 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 8
 - (1) 幼児に対する交通安全教育
 - (2) 児童生徒に対する交通安全教育
 - (3) 成人等に対する交通安全教育
 - (4) 高齢者に対する交通安全教育
 - (5) 障がい者に対する交通安全教育
 - (6) 外国人に対する交通安全教育
 - (7) その他の交通安全教育
 - (8) 交通安全教育推進事業費
- 2 交通安全に関する普及啓発活動の推進 12
 - (1) 交通安全運動の推進
 - (2) 自転車の安全で適正な利用及び自転車保険加入の推進
 - (3) 横断歩道における歩行者優先運転の推進
 - (4) 全席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の推進
 - (5) 反射材用品の普及促進
 - (6) 交通安全に関する広報活動の推進
 - (7) 安全運転サポート車の普及促進

3	交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等	15
	(1) 交通安全教育指導者の育成	
	(2) 交通安全協会の主体的活動の促進	
	(3) 運転者が所属する企業等の主体的活動の促進	
	(4) 自動車関連事業者の自主活動の促進	
	(5) 民間交通指導員等の主体的活動の促進	
	(6) 幼児交通安全クラブ、交通少年団等の育成指導	
	(7) 交通安全会等の活動の促進	
	(8) 交通安全民間団体の育成指導事業費	
第3節	安全運転の確保	17
1	運転者教育等の充実	17
	(1) 自動車教習所の教習の充実	
	(2) 運転者に対する安全教育の充実	
	(3) 二輪車安全運転対策の推進	
	(4) 悪質・危険な運転者対策の推進	
	(5) 自動車安全運転センター業務の充実	
2	運転管理の改善及び運行管理の充実	19
	(1) 安全運転管理の推進	
	(2) 安全運転研修の充実	
	(3) 自動車運送事業者の行う運行管理等の充実	
	(4) 認定機関の行う運行管理者等に対する指導講習の充実	
	(5) 自動車事故対策機構による自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実	
3	運転者の労働条件の適正化等	20
	(1) 交通労働災害防止対策の推進	
	(2) 自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善対策の推進	
	(3) 関係行政機関との連携	
4	道路交通に関する情報の充実	21
	(1) 道路交通情報の充実	
	(2) 気象観測予報体制の整備等	
	(3) 地震・津波、火山の監視・警報体制の整備等	
	(4) 情報の提供等	
	(5) 気象知識等の普及	
第4節	車両の安全性の確保	23
1	自動車の検査及び整備の充実	23
	(1) 自動車検査体制の充実と検査精度の向上	
	(2) 指定自動車整備工場の指導監督の強化	
	(3) 自動車の点検整備の徹底	
	(4) 自動車分解整備事業者の点検整備技術の向上	
	(5) 自動車分解整備事業者の体質改善	
	(6) 不正改造車の排除	

2	自転車等の安全性の確保	23
第5節 道路交通秩序の維持		
1	交通指導取締りの推進	25
	(1) 一般道路における交通指導取締り	
	(2) 高速道路における交通指導取締り	
2	交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制の強化	26
	(1) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進	
	(2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化等	
	(3) 交通事故事件等に係る科学捜査の推進	
	(4) 危険運転致死傷罪等の適切な立件を視野に入れた捜査の徹底	
3	暴走族及び違法行為を敢行する旧車會対策の推進	27
	(1) 指導取締りの強化	
	(2) 行政処分及び再発防止措置の徹底	
	(3) 総合的施策の推進	
第6節 救助・救急活動の充実		
1	救助・救急体制の整備・拡充	29
	(1) 救急業務実施市町村の拡大並びに救急業務の高度化の推進	
	(2) 高速自動車国道等における救急体制の整備	
	(3) 重大事故等の発生時における救急業務実施体制の整備	
	(4) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実並びに救急救命士の養成	
	(5) 救助業務施設及び救急業務施設の整備の促進	
2	救急医療機関等の整備	30
	(1) 救急医療機関等の整備	
	(2) 救急医療従事医師研修会の開催	
3	救急関係機関の協力関係の確保等	30
	(1) 救急関係機関の協力関係の確保等	
	(2) 県民の意識啓発	
第7節 損害賠償の適正化をはじめとした被害者支援の推進		
1	自動車損害賠償責任保険（共済）の加入促進	32
	(1) 広報活動の強化	
	(2) 市町村への加入指導の依頼	
	(3) 監視活動の充実	
	(4) 街頭指導・取締りの強化	
2	損害賠償の請求についての援助等	32
	(1) 交通事故相談活動の実施	
	(2) 交通災害に係る労働者災害補償	
3	自動車事故被害者に対する援助措置の充実	32
	(1) 交通遺児等に対する育成資金等の貸付け及び重度後遺障がい者に対する介護料の支給	
	(2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進	

第8節 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化等	34
-----------------------------	----

第2章 鉄道及び踏切道における交通の安全

第1節 鉄道交通の安全

1 鉄道交通環境の整備	35
(1) 線路施設等の点検と整備	
(2) 運転保安設備等の整備	
2 鉄道の安全な運行の確保	35
(1) 乗務員及び保安要員の資質の向上及び指導訓練の充実	
(2) 列車の正常な運行管理及び連絡体制の充実	
(3) 鉄道に関する公共の安全と秩序の維持	
(4) 広報啓発活動の強化	
3 鉄道交通の安全に関する情報の充実	36
4 救助・救急体制の整備	36

第2節 踏切道における交通の安全

1 踏切事故の防止	37
2 踏切道の立体交差化及び構造改良の促進	37
3 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	37
(1) 踏切保安設備の整備	
(2) 交通規制の実施	
4 踏切道の統廃合の促進	37
5 その他、踏切道の安全と円滑化を図るための措置	38

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通環境の整備

1 交通安全施設等の整備

交通規制課、道路保全課

令和4年度は、次により交通安全施設等の整備を行います。

(1) 県公安委員会が実施する事業（交通規制課）

ア 事業規模

特定交通安全施設等整備事業

交通管制センター関係	157,790千円
一般交通安全施設関係	425,614千円
調査費	11,278千円
計	594,682千円

県単独交通安全施設等整備事業

一般規制・施設関係	749,158千円
-----------	-----------

合計	1,343,840千円
----	-------------

をもって、次の事業を実施します。

(単位：千円)

事業項目		補助事業		県単独事業		計	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
交通 管制	センター	110	16,006	2	69,102	112	85,108
	地域制御化外	102	141,784			102	141,784
	計	212	157,790	2	69,102	214	226,892
信号 機	改 良	285	336,010	49	153,118	334	489,128
	新 設	27	22,864	24	62,717	51	85,581
	計	312	358,874	73	215,835	385	574,709
道路 標識 標示	標 識		35,800		56,760		92,560
	標 示		30,940		270,594		301,534
	計		66,740		327,354		394,094
そ の 他					136,867		136,867
調 査 費			11,278				11,278
合 計		524	594,682	75	749,158	599	1,343,840

イ 社会資本整備重点計画（期間：令和3～令和7年度）に基づく交通安全施設等の効果的な整備

特に交通の安全を確保する必要がある道路については、社会資本整備重点計画に即して、公安委員会及び道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、総合的な計画の下に重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路環境を改善し交通事故防止及び交通の円滑化を図ります。

(7) 生活道路における交通安全対策の推進

科学的データや、地域の顕在化したニーズに基づき、交通事故の多いエリアにおいて、関係機関、地域住民等が連携し、徹底した通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組み、子どもや高齢者が安心して通行できる道路空間の確保を図ります。

(4) 通学路等における交通安全対策の推進

通学児童や幼児の安全通行を確保するために対策を講ずる必要があると認められる区間を選定し、交通安全施設等の整備を図ります。

ウ 交通バリアフリー対策の推進

高齢者や障がい者等の移動等の円滑化に配慮し、信号機のバリアフリー化（歩行者用青信号の時間を延長するものや音響により歩行者用青信号の表示を知らせるもの）、道路標識・標示の高輝度化、自発光化、横断歩道の設置等を道路管理者等と連携して推進します。

エ 自転車利用環境の総合的整備

自転車は車両であるとの原則の下、自転車走行空間ネットワークの整備により、交通秩序の整序化を図るとともに、道路管理者と連携しながら自転車利用環境の整備を推進します。

オ 交通安全施設等の計画的な整備及び運用

(7) 管制エリア内の運用

管制エリア内の信号制御機等の適正な運用を図り、交通の円滑化を推進します。

(4) 道路交通情報提供機能の充実

光ビーコン機能の高度化や整備の推進を図り、渋滞情報や旅行時間などの交通情報を適切に収集・提供します。

(7) 信号機の整備

道路の新設、改良、宅地開発等により交通流が変化して危険が予測される箇所、交通事故多発地点、通学・通園路等必要性・緊急度の高いところへ計画的に信号機の設置を推進します。

また、必要性の低下した信号機の移設・撤去及び事故防止を目的として一灯点滅式信号機から一時停止標識への規制変更等を推進するなど、持続可能な信号機の整備を適正に行います。

(5) 信号機の高度化、系統化

曜日別・時間帯別等により変動する交通流に即応した信号制御を行うため、信号サイクルの見直しや既設信号機の改良・高度化を図るとともに、信号機の連続している区間の系統化を推進します。

(4) 信号灯器の整備

歩行者、自転車利用者及び車両の安全を図るため、電球式の歩行者用灯器、車両用灯器のLED化を推進するほか、更新を行い視認性の向上を図ります。

(カ) 道路標識の整備

見やすく分かりやすい道路標識及び夜間事故防止対策を推進するため、標識の統廃合と道路標識の高輝度化、自発光化を推進するとともに、耐用年数の経過した標識については計画的な更新整備を図ります。

(キ) 信号柱の鋼管柱化

大規模災害の発生に備え老朽化したコンクリート信号柱の鋼管柱化を計画的に実施します。

(ク) 道路標示の整備

老朽化により摩耗している道路標示（横断歩道、停止線、止まれ等）の補修を行います。

(2) 道路管理者が実施する事業

事業規模、県の管理に係るもの（道路保全課）、補助・交付金事業及び県単独人にやさしい沿道環境整備事業については、次表のとおり事業を実施します。

区 分	令和4年度実施計画		
	補助・交付金事業 (注3)	県単独事業	計
歩道等(km) (注1)	3.0	0.4	3.4
交差点改良(箇所)	1	2	3
段差解消(km)	—	0.2	0.2
無電柱化(箇所)	4	—	4
その他(箇所)(注2)	—	6	6
事業費合計(百万円)	2,218	210	2,428

(注) (1) 歩道等は、簡易歩道を含みます。

(2) その他は、視覚障害者誘導用ブロック、路面標示等です。

(3) 補助・交付金事業は、交通安全対策補助（通学路緊急対策）、社会資本整備総合交付金事業（広域連携）及び防災・安全交付金事業（交通安全）です。

(1) 生活道路、通学路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

地域の協力を得ながら、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において、「人」の視点に立った交通安全対策を推進していく必要があり、特に交通の安全を確保する必要がある道路において、交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進などきめ細かな事故防止対策を実施することにより車両の速度の抑制や、自動車、自転車、歩行者等の異種交通が分離された安全な道路交通環境について道路管理者と連携し、整備促進を図ります。

生活道路における交通安全対策として、最高速度30キロメートル毎時の区域規制等を実施するゾーン30については、小・中学校等の通学路を含む区域に加え、公共施設、病院、児童遊園等高齢者や子供が利用する施設を含む区域等においても整備を推進します。

(2) 生活道路等における交通規制の実施

住居系地区等における歩行者優先の確立を図るために、通過交通の抑制又は通過する自動車の速度を抑制する必要があることから、道路管理者と連携し、ハンプ、狭さく等のほか、信号機のない横断歩道とハンプを組み合わせたスムーズ横断歩道等の物理的デバイスと大型車等通行規制を組み合わせ、区域を定めて当該ゾーン全体の最高速度30キロメートル毎時の規制を行う「ゾーン30（さんじゅう）プラス」を推進します。

(3) 自転車の通行環境の確立

ア 自転車道や普通自転車専用通行帯などの自転車専用の通行空間の整備を道路管理者と連携して推進するとともに、自転車に対する一方通行規制の解除や歩道幅員の狭い部分の普通自転車歩道通行可規制に対しては、地域の交通環境など、実情に即した見直しを推進します。

イ 自歩道をつなぐ自転車横断帯については、多くの自転車の歩道通行が念頭に置かれている自転車通行部分を指定している場合を除き、自転車横断帯の撤去を順次進めていきます。

(4) 幹線道路の円滑化対策の実施

幹線道路を重点に信号機の高度化、系統化を図るとともに、速度規制、はみ出し禁止規制等の見直しを積極的に実施するなど、交通流円滑化対策を推進します。

(5) 現行規制の見直し

ア 歩道の新設、交差点の改良等道路管理者の行う道路整備に合わせて、道路交通環境の実態に即した交通規制の見直しを積極的に推進します。

イ 交通事故発生状況を的確に把握し、夜間事故、カーブ事故、出合頭事故、歩行者横断事故、二輪車事故等の事故種別に対応した交通安全施設の整備及び交通規制を推進します。

ウ 交通の実態と乖離した守られにくい交通規制を見直し、交通の実態に即した「より合理的な交通規制」を継続して推進していきます。

(6) 効果的な交通管制の推進

ア 交通情報の収集を積極的に行うとともに、交通管制システム、ラジオ放送（NHK、MR T、FM宮崎、シティーエフエム都城）、インターネット、VICS、テレホンサービス及び交通情報板の効果的運用により交通の円滑化を図ります。

イ 行楽期等をはじめ、大規模イベントの開催時における交通渋滞の実態を把握し、渋滞解消に向けた交通総量の抑制、う回誘導等適切な広報活動を積極的に推進します。

ウ 自歩道をつなぐ自転車横断帯については、多くの自転車の歩道通行が念頭に置かれている自転車通行部分を指定している場合を除き、自転車横断帯の撤去を順次進めていきます。

3 総合的な駐車対策の推進

交通指導課、交通規制課

無秩序な路上駐車を抑止し、道路交通の安全と円滑を確保するため、次の措置を講じます。

- (1) 特に駐車違反取締り重点地域・路線における違法駐車の手指導取締りを強化します。
- (2) 放置違反金制度による使用者責任の追及と違反金滞納者に対する滞納処分を徹底します。
- (3) 駐車禁止規制については、地域住民の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車禁止規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性等に配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細やかな駐車禁止規制を推進します。
- (4) 駐車マナー向上のための広報啓発活動を積極的に実施します。
- (5) 「自動車の保管場所の確保等に関する法律」の厳正な運用に努め、車庫飛ばしや青空駐車等、同法違反に対する指導取締りを強化します。
- (6) 駐車監視員活動ガイドラインを見直し、放置車両確認事務の活性化を図ります。

4 その他道路交通環境の整備

生活・協働・男女参画課、消防保安課、道路保全課、都市計画課、義務教育課、交通企画課、交通規制課

(1) 道路使用の適正化

道路の構造を保全し、安全かつ円滑な交通を確保するため、次の措置を講じます。

- ア 道路使用許可申請に対する厳正な審査と適正な運用
- イ 交通安全活動推進センターの効果的運用と道路使用の適正化
- ウ 無許可道路使用の排除
- エ 道路パトロールの強化

(2) 自転車・原付・自動二輪駐輪対策の推進

- ア 自転車・原付・自動二輪駐車の多い市町村に対し自転車・原付・自動二輪駐輪場の整備強化、放置自転車の整理・撤去を促します。
- イ 大量の自転車・原付・自動二輪駐車の需要を生じさせる施設について、自転車・原付・自動二輪駐輪場の設置を義務付ける条例の制定の促進を図ります。

(3) 子供の遊び場の確保

子供の路上遊戯及び飛び出し等による交通事故の防止、市街地における住みよい環境づくり等に資するため、都市公園の整備を促進するとともに、市街地における公立小学校の校庭、社会福祉施設の園庭等の開放の促進を図ります。

(4) 危険物輸送に関する交通環境の整備等

危険物輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止するため、危険物輸送業者に対し、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等の指導を強化するなど、危険物の運搬・輸送上の安全確保の徹底を図ります。

(5) 災害発生時における交通規制等

災害発生時においては、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で災害対策基本法の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施します。

また、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等に対する道路交通情報の提供等に資するため、交通流監視

用カメラ、車両感知器、道路情報板、信号機電源付加装置、交通管制センター等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進します。

さらに、民間事業者が保有する情報も活用しながら、災害時に交通情報を提供するための環境の整備を推進します。

第2節 交通安全思想の普及徹底

1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

生活・協働・男女参画課、みやざき文化振興課
長寿介護課、障がい福祉課、こども政策課
人権同和教育課、生涯学習課、交通企画課

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有しています。

交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進して県民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要です。また、「人優先」の交通安全思想の下、高齢者、障がい者等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに、他人の痛みを思いやり、交通事故を起こさない意識を育てることが重要です。

このため、交通安全教育指針に基づき、幼児から高齢者に至るまで年齢や通行・業務の態様に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進し、道路利用者がお互いの立場に立った交通行動をとる「思いやり交通」を原点とした交通安全思想の浸透を図り、交通事故のない安全で安心できる地域社会を実現します。

特に、増加傾向にある高齢者関与の交通事故については、各関係機関団体が従来にも増して連携強化を図り、高齢者を抱える家族や住民に対して、高齢者の交通実態に関する情報を積極的に提供し、高齢歩行者の反射材着用や高齢運転者の制限（補償）運転など、きめ細かな交通安全教育、指導に努めるものとします。

令和3年4月16日から施行された交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）及び交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき、全ての自転車利用者に対するルール周知とヘルメット着用推奨に努め、また、歩行者から運転者に対する横断意思の表示を促進します。

(1) 幼児に対する交通安全教育

ア 幼児を交通事故から守るため、幼稚園、保育所、認定こども園等において幼児の興味・関心を誘う視聴覚教材等を活用した交通安全教育を推進するとともに、家庭においては、しつけの中で交通ルールや交通マナーに関する基本的な知識や技能を身に付けさせます。

イ 関係機関・団体は、幼児の心身の発達や交通状況等の地域の実情を踏まえた幅広い教材・教具・情報の提供等を行うことにより、幼稚園、保育所、認定こども園等において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、幼児の保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど、家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等の実施に努めます。

ウ 幼稚園、保育所、認定こども園等の施設単位で保護者参加の集合訓練を行い、それぞれの交通安全意識の高揚を図るとともに、これらの活動を通じて幼児交通安全クラブの結成を促進し、交通安全教育の推進体制の整備・充実を図ります。

(2) 児童生徒に対する交通安全教育

ア 交通環境の悪化に伴い、交通安全教育を学校教育の重点指導事項の一つとして捉え、「体育」又は「保健体育」等の教科、特別活動の学級活動（高校ではホームルーム活動）及び学

校行事等、学校における教育活動全体を通して適切に行うこととします。

イ 各種の指導資料を活用して一貫した交通安全教育を行い、交通安全に対する理解を深めさせるとともに、交通安全教室の開催等により歩行者及び自転車の利用者として必要な知識、技能を習得させ、自己の安全のみならず他人の安全にも配慮できるようにします。

ウ 教職員等を対象に学校安全指導者研修会を開催し、学校における効果的な交通安全教育の在り方に関する研修を通して、指導者の資質向上に努めます。

また、各学校においてはAED、心肺蘇生法等の技能訓練も含めた学校安全に関する研修会を開催するなど、交通安全教育に関する指導内容や指導方法等について、教職員間の共通理解に努めます。

エ 教育機関と警察が連携して、毎年度自転車交通安全モデル校を指定して、年間を通じて自転車の交通安全に関する情報交換を行うことで、実施される交通安全教育の充実を図ります。

特に、自転車乗用中の死傷者数は、高校1年生が最も多くなっており、高校2年生がこれに次ぐことから、こうした実態について高校生や保護者等への理解が浸透するよう周知等に努めます。

オ JA共済連との共催でスタントマンによるスケアードストレート手法による自転車交通安全教育を開催することで、交通事故の危険性や対処法を学ぶことができるよう努めます。

(3) 成人等に対する交通安全教育

ア 運転者に対しては、地域・職場の交通安全会等での法令講習会、安全運転研修会等あらゆる機会を通じて運転者としての社会的責任の自覚、危険予測・回避等安全運転に必要な知識及び技能の向上、交通事故被害者の心情や交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識、交通マナー向上のための交通安全教育を推進します。

イ 青少年に対しては、死亡事故等重大事故に直結する暴走や無謀運転の危険性を十分に認識させるための交通安全教育を強化するとともに、家庭、学校、職場、地域等の一人一人が人命尊重の理念に立った「思いやり交通」に徹するよう交通安全思想の普及を図ります。

また、青少年の暴走行為を追放するため、家庭、学校、職場、地域ぐるみで「暴走をしない、させない、見に行かない」運動を積極的に展開します。

ウ 市町村単位に若者交通安全会連合会等の結成を図るとともに、関係団体や事業所等においては、若者を中心とした交通安全会の結成や活動の活性化を促進します。

また、若者の交通安全リーダーの養成に努めるとともに、交通安全活動への積極参加を促進します。

エ 自転車利用者に対しては、道路交通法、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年11月法律第87号）、宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（令和3年4月1日施行）等に基づいて、「自転車安全教室」を開催するなど自転車の安全利用と正しい駐輪の方法等について教育指導を行うとともに、街頭における警察官、交通指導員等による「自転車の街頭指導及び点検」を推進します。

自転車をを用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛け、自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等を推進します。

オ 交通安全教育を実施するにあたっては、自動車学校教習コースや広場等を活用し、実技を取り入れた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

(4) 高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的スキル及び交通ルール等の知識を習得させるため、次のことを交通安全教育の重点項目とします。

ア 県及び市町村老人クラブ連合会（9市17町村）、各地区単位の老人クラブ（県下961団体）は、高齢者教室を通して交通安全教育の推進を図るとともに、交通安全運動への自主的参加を呼び掛けます。

また、親、子、孫の各世代が交通安全をテーマに交流し、高齢者自ら次世代に交通安全を指導する立場で交通安全活動に参加する「世代間交流型の交通安全教育」の推進を図ります。

イ その他個別的交通安全については、ホームヘルパー、民生委員、市町村高齢者福祉関係職員、福祉事務所のケースワーカー、交通安全母の会会員、警察官及び交通安全指導員等の協力のもとに、高齢者に対し交通事故の未然防止指導に努めます。

ウ 実技指導を中心とした参加・体験・実践型の交通安全教育を推進して指導者の育成に努め、これらの指導者を通じて、老人クラブでの視聴覚教材を活用した学習会等自主活動を推進し、高齢者の交通安全意識の高揚に努めます。

エ 高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習における高齢者教育の内容の充実に努めるほか、自動車教習所等と連携して受講機会の拡大を図り、高齢運転者が自らの運転能力を理解した安全な運転が確保されるよう教育・指導に努めるとともに、運転適性診断の実施等を推進します。

なお、令和4年5月13日から75歳以上で一定の違反歴のある高齢運転者に対する運転技能検査の制度が導入されたことから同制度の周知徹底を図ります。

オ 高齢運転者の運転寿命を延ばす取組として、高齢運転者が危険を避けるため、運転する時と場所を選択し、運転能力が発揮できるよう心身及び環境を整え、加齢に伴う運転技能の低下を補うような運転方法である制限（補償）運転を推進します。

カ 高齢歩行者に対しては、室内でも道路横断中の疑似体験ができる高齢歩行者用の体験・実践型教育機材（歩行環境シミュレーター）を活用した交通安全教育を実施するとともに反射材の普及と着用の促進を図ります。

キ 交通安全教育を受ける機会の少ない一人暮らしの高齢者等を対象に、交通安全指導員、交通安全母の会等の協力を得て、訪問指導による交通安全教育を行います。

ク 高齢者が交通社会の一員としての自覚を持ち、交通環境の著しい変化に対応して安全に行動できるよう、世代間交流による交通安全教育事業等の参加・体験・実践型の交通安全教育を、高齢者の生活の場により近い市町村において実施します。

ケ 電動車いすを利用する高齢者に対しては、電動車いすの製造メーカー等で組織される団体等と連携して、購入時の指導・助言を徹底するとともに、安全利用に向けた交通安全教育の促進に努めます。

(5) 障がい者に対する交通安全教育

障がい者の交通安全意識の高揚等を図るために、障がい者団体と連携しながら交通安全教育の徹底を図ります。

また、関係機関職員等の諸会合の機会を利用して障がい者に対する交通安全教育の推進を図ります。

(6) 外国人に対する交通安全教育

外国人に対する効果的な交通安全教育を推進するとともに、外国人を雇用する使用者等の交

通安全意识を高め、外国人雇用者等の積極的な講習会等への参加を促進します。

(7) その他の交通安全教育

ア 各種研修会や会合等において、交通安全に対する意識の啓発を図るとともに各種学級・教室及び講座において、交通安全に関する学習を取り入れるよう奨励します。

イ 子ども会等の少年団体やP T A、婦人団体、青年団体及び公民館に対して交通安全に関する活動を奨励します。

ウ 交通安全講習や各種研修会等において、受講者の危険予測運転の能力向上に効果が期待できる危険予測教育機器（動画K Y T）を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進します。

(8) 交通安全教育推進事業費

(生活・協働・男女参画課)

事業名	事業量	事業費（千円）
交通安全教育推進費 ○交通安全指導者研修事業 （交通安全教育指導者研修会）	通年	168

(人権同和教育課)

事業名	事業量	事業費（千円）
学校安全推進費 ○学校安全指導者研修会	1回	579

2 交通安全に関する普及啓発活動の推進

秘書広報課、生活・協働・男女参画課
こども政策課、交通企画課

(1) 交通安全運動の推進

近年の厳しい交通情勢に対処し、交通事故のない安全で安心できる地域社会の実現を目指すため、関係機関・団体が中核となって、次により交通安全活動を推進することにより、県民一人ひとりに「人優先」の交通安全思想の浸透を図ります。

ア 各季の運動等

運動の名称	実施期間	運動の重点等
春の全国交通安全運動	4月6日(水) ～ 4月15日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の交通事故防止（県独自） ○ 子供を始めとする歩行者の安全確保 ○ 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上 ○ 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保
自転車マナーアップ強化月間	5月中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上 ○ 自転車の安全で適正な利用及び自転車保険加入の推進
飲酒運転根絶強化月間	7月中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転を許さない環境づくりの推進 ○ 飲酒運転とその周辺者に対する取締りの強化 ○ 広報啓発活動の強化
秋の全国交通安全運動	9月21日(水) ～ 9月30日(金)	「令和4年秋の全国交通安全運動実施要綱」に定める運動の基本、重点及び県が独自に定める重点等
夕暮れ時の早めの点灯・ピカピカ運動	11月1日(火) ～ 1月31日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時や夜間の交通事故防止 ○ 高齢者の交通事故防止
冬の交通安全県民総ぐるみ運動	12月1日(木) ～ 12月10日(土)	「令和4年冬の交通安全県民総ぐるみ運動宮崎県推進要綱」に定める重点等

イ 日を定めて行う運動

運動の名称	実施期日	運動の重点
県民交通安全の日	毎月10日	○ 地域の交通事故情勢に応じた活動を行う。
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日及び国が指定する日	○ 県民一人一人の「交通事故のない社会実現への認識」や「交通安全意識」の高揚と交通事故に注意した安全行動の促進 ○ 交通ルールの遵守、交通マナー向上のための広報啓発活動の推進

(2) 自転車の安全で適正な利用及び自転車保険加入の促進

交通安全教育や広報啓発活動を通じて令和3年4月1日に施行された宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例について周知徹底を図ります。

また、自転車損害賠償責任保険等への加入や全ての年齢層の自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用推奨、自転車の点検整備について理解向上と促進を図ります。

(3) 横断歩道における歩行者優先運転の推進

運転者に対して、横断歩道手前での減速義務と横断歩道において歩行者を優先する義務について周知徹底を図ります。

歩行者に対しても、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進します。

(4) 全席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の推進

シートベルトの着用とチャイルドシートの使用の必要性と効果に関する広報啓発活動を展開します。

また、幼稚園、保育所、認定こども園等におけるチャイルドシート使用講習会を積極的に展開し、幼児等の保護者に対するチャイルドシートの安全性能に関する情報提供を促進します。

(5) 反射材用品の普及促進

薄暮時から夜間・早朝にかけての交通事故を防止するため、高齢者のほか、児童、生徒、社会人を含む全年齢層を対象に反射材用品の普及を推進します。

また、自転車用の反射材についても普及を図ります。

(6) 交通安全に関する広報活動の推進

県民の交通安全に対する意識を高めるため、新聞、テレビ、ラジオ、広報紙、SNS等を活用して、日常生活に密着した広報を行います。

また、報道機関に対しては、各種資料を積極的に提供する等により、交通安全広報について協力を得るよう努めます。

(7) 安全運転サポート車の普及促進

自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進安全技術が搭載された安全運転サポート車の普及啓発は交通事故抑止の重要な課題であることから、自動車教習所等に協力を要請す

るなど、関係機関・団体等と緊密な連携を図りながら、地域の実情に応じて更なる普及啓発を推進します。

今後、自動運行装置を備えた自動車の利用拡大が見込まれることから、当該装置の機能や使用上の注意点の理解促進を図るため、販売事業者等を通じた周知を含む広報啓発に努めます。

(8) 新たな電動モビリティ利用者に対する交通ルールの広報啓発

電動キックボードをはじめとする新たな電動モビリティの交通ルールのあり方が検討されている中、自動車、自転車、歩行者との共存を図り、交通の安全を確保するため、新たな電動モビリティの利用者に対する交通ルールの広報啓発に努めます。

<テレビ、ラジオによる広報>

種 別	実 施 日 等
「おしえて！みやざき」 (MR Tテレビ)	土曜日 16:30～16:45 随 時
「みやざきゲンキTV」 (UMKテレビ)	日曜日 9:35～ 9:50 //
「おはよう県庁です」 (MR Tラジオ)	月～金曜日 9:45～ 9:50 //
「Today みやざき」 (F M 宮 崎)	月～木曜日 9:10～ 9:15 //
	金曜日 9:06～ 9:11
	日曜日 10:55～11:00 //
「みやけいちゃん」コーナー (サンシャインFM)	木曜日 10:22～10:29 //
交通安全スポット放送 ラジオ・・・MR T、FM宮崎	テレビ・・・MR T、UMK
各季の交通安全運動期間中	随時

<新聞、広報紙等による広報>

種 別	実 施 内 容 等
県広報みやざき	年6回各戸配布、1回につき 342,000部、随時
交通安全運動実施要綱等	交通安全運動チラシ等 年間 約200,000枚
交通安全啓発用品	交通安全啓発グッズ等の配布
防ごう交通事故	宮崎日日新聞に毎日掲載
県政けいじばん	毎月2回(宮崎日日、朝日、毎日、読売、夕刊デイリーの各新聞、随時)

3 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等

生活・協働・男女参画課
こども政策課、交通企画課

(1) 交通安全教育指導者の育成

地域住民に対する交通安全思想の普及、交通安全意識の高揚を図るためには、地域・職場の交通安全会及び学校、幼稚園、保育所、認定こども園、老人クラブ等の積極的な活動が必要です。

そのため、交通安全会、交通少年団、幼児交通安全クラブ等の結成を促進するとともに、市町村、交通安全会交通少年団、幼稚園、保育所、認定こども園、老人クラブ等における指導者の研修会を実施することにより、指導者の育成を図ります。

また、地域交通安全活動推進委員による広報啓発活動、協力要請活動、相談活動等が、適正かつ効果的に行われるよう指導、助成に努めます。

(2) 交通安全協会の主体的活動の促進

広報資料の発行に努めるとともに、自転車及び二輪車の正しい乗り方の指導、交通安全指導員による子どもと高齢者の事故防止活動の質的向上を図る等、その主体的活動を促進します。

(3) 運転者が所属する企業等の主体的活動の促進

ア 安全運転管理者、運行管理者制度の機能を活用して、企業等における安全運転知識の普及安全運転管理の徹底を図り、その主体的活動を促進します。

また、地区安全運転管理者等協議会、高速道路交通安全協議会等の組織の充実強化に努め無事故・無違反運動等自主的な安全活動の促進を図ります。

イ 各企業に対し、「交通事故防止に関わる企業の責任」について、事業所研修会の開催を積極的に指導します。

ウ 安全運転管理者の業務として、令和4年4月1日から運転前後の運転者に対し、目視等により酒気帯びの有無を確認すること等が加わり、さらに同年10月1日からこの確認を一定のアルコール検知器を用いて行うこと等が加わる場所、こうした新たな義務の確実な実施について指導を強化します。

(4) 自動車関連事業者の自主活動の促進

宮崎県自動車販売店交通安全対策推進協議会等に対する交通安全自主活動の促進を図るとともに、二輪車販売店、自動車部品販売店、自動車整備工場、ガソリンスタンド等の自動車関連業種については、他業種に先駆けた自主的な交通安全活動が行われるよう指導を強化します。

(5) 民間交通指導員等の主体的活動の促進

ア 市町村における交通指導員、交通安全協力隊等の安全活動を促進するため、講習会、研修会等を通して街頭指導、広報技術の向上を図ります。

イ 交通指導員、交通安全協力隊制度の充実強化を図り、交通の現場における交通安全意識の高揚を図ります。

(6) 幼児交通安全クラブ、交通少年団等の育成指導

ア 交通少年団、子ども会及びスポーツ少年団等の活動における交通安全教育・活動の活性化を図ります。

イ 幼児交通安全クラブ等においては、「安全な横断方法」を中心に保護者ぐるみによる安全教育を強力に推進します。

ウ 母親による交通安全活動を促進するため、宮崎県交通安全母の会の育成指導を行います。

(7) 交通安全会等の活動の促進

ア 地域交通安全会の育成指導

本県における交通安全活動の推進母体となる地域の交通安全会が、自主的に「わが家、わが地域から交通事故を出さない」ための実践活動に取り組むよう次により育成指導を図ります。

(ア) 交通安全運動等を中心に交通安全会の実施可能な推進事項を定め、自主的な実践活動を推進するよう指導します。

(イ) 各市町村に対し各種資料を提供するとともに、交通安全教育指導者の研修会を実施します。

イ 職場における交通安全活動の強化

各職場においては、定期的に職場会議を開催するなどして、「職場から交通事故を出さない」ための実践活動を推進します。

さらに、職場における交通安全会の結成を促進するとともに、次の事項を指導します。

(ア) 交通安全推進員の設置と活動の推進

(イ) 毎月の「交通安全重点目標」の設定と実践

(8) 交通安全民間団体の育成指導事業費

事業名	事業量	事業費(千円)
地域交通安全活動推進委員謝金	190人	2,280
交通安全指導員委託	53人	149,873
交通安全協力隊委託	80人	1,276
交通安全母の会	約4,000人	350

第3節 安全運転の確保

1 運転者教育等の充実

運転免許課、交通企画課、自動車安全運転センター

(1) 自動車教習所の教習の充実

ア 指定自動車教習所における教習目的に対する指導の徹底

- (ア) 指定自動車教習所における教習水準の向上を図るため、法定講習の充実と業務検査・検定立会い等に基づく指導を行い管理体制の充実及び技能検定員、教習指導員の資質の向上を図るよう指導します。
- (イ) 安全運転教習の充実を図るため、運転シミュレータ等を活用した安全マインドの育成及び交通実態に即した実践的教習を図るよう指導します。
- (ウ) 運転免許取得者に対する再教育の促進等地域の交通安全教育センターとしての充実強化を図るよう指導します。
- (エ) 二輪車初心運転者の交通事故防止を図るため、二輪車教習生に対する危険予測・回避教育及び二人乗りに関する安全教育を図るよう指導します。
- (オ) 初心運転者の安全運転意識の向上を図るため、初心運転者講習の効果的な推進を図るよう指導します。

イ 届出自動車教習所に対する必要な指導の実施

届出自動車教習所における教習水準及び指導員の資質の向上を図るため、必要な指導・助言を実施します。

(2) 運転者に対する安全教育の充実

ア 初心運転者教育の徹底

- (ア) 新規免許取得者に対する効果的な取得時講習を実施するため、講習指導員の資質向上等講習の充実を促進します。
- (イ) 初心原付運転者に係る交通事故の防止を図るため、原付講習の実施基準に基づいた効果的な講習を実施します。

イ 各種講習の充実強化

更新時講習、初心運転者講習、停止処分者講習、原付講習、違反者講習、取消処分者講習及び高齢者講習の充実・強化を図るため、講習指導員の資質の向上、講習内容の充実、受講施設・資器材の整備等を図ります。

(3) 二輪車安全運転対策の推進

現に二輪の免許を保有している若者運転者に対し二輪車安全運転推進委員が実施している自動二輪車安全運転講習に積極的に協力し、二輪車による交通事故の防止を図ります。

(4) 悪質・危険な運転者対策の推進

ア 危険な運転者の早期排除と改善

違反を繰り返す運転者や重大な交通事故を起こした運転者を道路交通の場から早期に排除するため、仮停止をはじめとする行政処分を迅速・的確に実施するとともに、違反登録に要する期間の短縮や長期未執行者の解消を図ります。

また、いわゆる「あおり運転」である妨害運転（他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反であって当該他の車両等に道路における交通の危険性を生じさせるおそれのある方法によるものをいう。以下同じ。）等の悪質・危険な運転に対する迅速・的確な行政処分を推進するとともに、捜査部門との連携の強化を図ります。

さらに自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気（以下「一定の症状を呈する病気」という。）等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努めます。

加えて、違反行為をした運転者の改善のため、初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習及び取消処分者講習について、講習指導員を計画的に養成し、資質の向上を図るとともに、講習施設等の資機材の整備・充実に努め、指導の充実に努めます。

特に、初心運転者講習及び取消処分者講習については、指定講習機関制度を適正に運用することにより講習水準の維持向上に努めます。

イ 常習飲酒運転者対策

飲酒運転をした者に対する行政処分を迅速・的確に行います。

また、停止処分者講習等における飲酒学級の講習内容の充実に努めるとともに、飲酒行動の改善や飲酒運転に対する規範意識の向上を目的とした効果的な飲酒取消講習を推進します。

さらに、「宮崎県アルコール健康障がい対策推進計画」に基づき、飲酒取消講習等において、地域の相談・治療機関リストを提供するなど、関係機関・団体との連携を推進します。

(5) 自動車安全運転センター業務の充実

ア 交通違反などの点数が、運転免許の停止処分を受ける直前の点数になった人に、その旨を通知して安全な運転を促すほか、無事故・無違反などの運転経歴の証明、交通事故に関する証明など資料提供を通じ、運転者の安全マインドの向上を図ります。

事業名	事業量
通知業務	5,000 件
運転経歴証明業務	48,000 件
交通事故証明業務	18,000 件

イ 我が国唯一の安全運転教育総合施設である安全運転中央研修所（茨城県ひたちなか市）に、安全運転管理者、企業運転者、青少年指導者等を入所させて専門的かつ実践的な安全運転の習熟を図ります。

2 運転管理の改善及び運行管理の充実 **宮崎運輸支局、交通企画課、自動車事故対策機構
自動車安全運転センター**

(1) 安全運転管理の推進

- ア 安全運転管理者、副安全運転管理者の適格者選任の指導を強化するほか、法定の安全運転管理者等講習の内容充実により、所属運転者の資質向上及び安全運転意識の高揚を図ります。
- イ 安全運転管理者未選任事務所の一斉調査を実施し、その一掃を図るとともに、安全運転管理者等講習未受講事業所、死亡事故発生事業所等に対しては、道路交通法第75条の2の2の規定による資料の提出命令を発し、徹底した安全指導によって事故防止活動を促進します。
- ウ 安全運転管理者制度は、使用者の理解と協力なしにはその実効が期し難いことから、使用者を対象とした事業主講習会を開催し、安全運転管理者等の業務がそれぞれの組織において円滑に遂行されるよう指導します。

(交通企画課)

事業名	事業量	事業費
安全運転管理者等講習	23 回	12,950千円

- エ 自動車運転代行業については、各営業所毎に安全運転管理者等の選任が義務付けられていることから、安全運転管理者等を通じた所属従業員に対する指導を徹底します。
 - オ 自動車安全運転センターの発行する無事故・無違反証明書、運転記録証明書を職場での計画的な事故防止対策、集団教育、個別指導、運転者の適正配置及び表彰等への活用を促進することによって、安全運転管理の充実を図ります。
 - カ 安全運転管理者の業務として酒気帯び確認の有無が義務化されたことに伴い、確実な実施が行われるように安全運転管理者等に対する周知徹底を図り、運転者に対する指導を強化します。
- (2) 安全運転研修の充実
- 安全運転中央研修所に安全運転管理者、企業運転者、青少年運転者、青少年運転指導者等を入所させて、専門的かつ高度な運転技能、知識を研修することによって安全運転意識の高揚と運転者の自覚を図ります。
- (3) 自動車運送事業者の行う運行管理等の充実
- ア 運行管理者の研修及び運送業者への立入り監査等あらゆる機会をとらえ、運行管理の適正化について指導を行います。
 - イ 各交通安全運動期間前に、九州運輸局宮崎運輸支局自動車事故防止推進協議会を開催し、併せて、推進事項の決定を行うとともに、事業者団体を通じて事故防止体制の充実強化に努めます。
 - ウ 労働局との相互通報制度に基づく宮崎労働局と宮崎運輸支局の連絡会議を開催する等相互の連絡を密にし、自動車運転者の過労防止の徹底に努めます。
 - エ 宮崎県貨物自動車運送適正化事業連絡会議並びに過積載防止対策連絡会議を開催し、関

係機関との情報交換を行い、貨物運送事業者の指導及び違法運行の防止を図ります。

(4) 認定機関の行う運行管理者等に対する指導講習の充実

ア 新たに運行管理者として選任されようとする者等に対する基礎講習
運行管理業務の基礎的知識及び関係法令等について3日間講習します。

イ 既に運行管理者として選任されている者に対する一般講習

「事故の背後にある要因とその対策（事故分析なければ対策なし）」をテーマにそれぞれ専門の講師による内容の充実を図ります。

(5) 自動車事故対策機構による自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

適性診断は、ドライバーの性格、安全運転態度、認知・処理機能、視覚機能など心理及び生理の両面から個人の特性を把握し、安全運転に役立つようきめ細かなアドバイスをを行います。

3 運転者の労働条件の適正化等

宮崎労働局

(1) 交通労働災害防止対策の推進

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の関係事業者に対する普及に努めるとともに、交通労働災害防止担当管理者教育及び自動車運転業務従事者教育について指導及び助言を行います。

上記ガイドラインに定める措置が事業場において的確に実施されるよう、陸上貨物運送事業労働災害防止協会等と連携し、標準運行計画書や交通危険マップ(ヒヤリマップ)の作成・活用、年間労働災害・交通事故防止推進計画の作成について重点的に指導及び援助を行います。

また、地方運輸機関、警察機関等関係行政機関、関係団体等と連携して交通労働災害防止対策の推進、交通労働災害の発生状況等に係る情報交換等を行うとともに、陸上貨物運送事業労働災害防止協会等の労働災害防止団体が行う交通労働災害防止対策に対し指導及び援助を行います。

(2) 自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善対策の推進

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図り、もって交通事故の防止に資するため、自動車運転者を使用する事業場に対して、労働基準法及び労働安全衛生法等の関係法令並びに「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の遵守徹底を図ります。

労働時間管理適正化指導員の活用等により、関係業者の自主的な労務管理の改善が促進されるよう、関係業界等に対する指導及び助言等を行います。特に、1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が考えられる全ての事業場を重点監督の対象として監督指導等を徹底します。

長時間労働の背景として、親事業者の下請代金法、独占禁止法違反が疑われる場合に下請などの取引条件に踏み込んで長時間労働を是正するため、中小企業庁や公正取引委員会に通報します。

(3) 関係行政機関との連携

地方運輸機関との「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度」及び「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)に基づく通

報制度」の活用、警察機関との「自動車運転者の過労運転事案に係る通報制度」の活用等により引き続き、関係行政機関との積極的な連携を図ります。

4 道路交通に関する情報の充実

**国土交通省 宮崎・延岡河川国道事務所、宮崎地方気象台
交通規制課、西日本高速道路株式会社、九州総合通信局**

(1) 道路交通情報の充実

安全で円滑な道路交通を確保するためには、運転者に対して正確できめ細やかな道路交通情報を分かりやすく提供することが重要であることから、ICT(情報・通信技術)等を活用して道路交通情報の充実を図ります。

ア 情報収集・提供体制の充実

多様化する道路利用者のニーズに応じて必要な道路交通情報を提供するため、光ビーコン、交通流監視用カメラ、車両感知器、交通情報板、道路管理用CCTV等の整備により、情報収集・提供体制の充実を図ります。

イ ITSを活用した道路交通情報の高度化

運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSやETC2.0の整備・拡充を積極的に図るほか、高度化された交通管制センターを中心に、高度な交通情報提供、車両の運行管理、公共車両の優先、交通公害の減少等を図ることにより交通の安全及び快適性を確保しようとするUTMSの構想に基づき、システムの充実整備等の施策の推進を図ります。

ウ 適正な道路交通情報提供事業の促進

予測交通情報を提供する事業者に対する指導・監督を行い、交通情報提供事業の適正化を図ること等により、民間事業者による正確かつ適切な道路交通情報の提供を促進します。

(2) 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図ります。

(3) 地震・津波、火山の監視・警報体制の整備等

地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行います。

ア 緊急地震速報(予報及び警報)の利活用の推進

緊急地震速報(予報及び警報)について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組めます。

イ 津波警報等の確実な運用

地震計による観測に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行います。

その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行います。

ウ 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲(この範囲に入ると生命に危険が及ぶ)を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの改善を推進します。

(4) 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達します。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供します。

ア 気象特別警報・警報・予報

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知します。

また、雨による災害発生危険度を地図上にリアルタイムに表示する「キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布）」や積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知します。

さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかけます。

イ 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知します。

ウ 南海トラフ地震に関連する情報等

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告します。

また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知します。

エ 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表します。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表し、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知します。

(5) 気象知識等の普及

運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行います。

第4節 車両の安全性の確保

1 自動車の検査及び整備の充実

宮崎運輸支局

(1) 自動車検査体制の充実と検査精度の向上

検査業務を効率的かつ確実に実施するため、平成14年7月自動車検査独立行政法人が設立、平成28年4月には独立行政法人自動車技術総合機構へ改変され、自動車検査の質的向上を図るとともに、高精度の検査機器の導入により、検査体制の充実に努めます。

なお、3次元測定・画像取得装置の配備、検査結果の電子情報化事業（高度検査施設）を進めていきます。

また、指定自動車整備工場の自動車検査員に対しては、検査の実務、法令等の研修を定期的実施して資質の向上と検査業務の充実に努めます。

(2) 指定自動車整備工場の指導監督の強化

指定自動車整備工場における整備及び検査業務の執行状況について指導監督を強化するため、パトロール監査（無通告監査）を重点に事業場立入監査を行います。

(3) 自動車の点検整備の徹底

自動車の点検整備については、平成7年7月の改正道路運送車両法の施行により、自動車の自己管理責任が明確化されました。

これに伴い、ユーザーに対し自動車点検整備推進運動及び街頭検査等あらゆる機会を利用して自己管理責任の醸成に努めていきます。

平成26年2月17日から点検整備実施状況について自動車検査証の備考欄に記載が始まり、検査時の点検整備状況をユーザーに認識させることとしました。

整備管理者に対しては、整備管理の実務に関する研修時に試問を行い資質の向上を図り、定期点検整備及び日常点検整備の徹底を図ります。

(4) 自動車特定整備事業者の点検整備技術の向上

点検整備技術の向上を推進するため、自動車特定整備事業者に対し、自動車の点検整備に必要な技術及び関係法令の研修を開催します。

(5) 自動車特定整備事業者の体質改善

整備作業方式の開発、人材の養成（1級自動車整備士養成課程）、設備の近代化、経営規模の適正化等を推進し、点検・整備の受け入れ体制の強化を図り、自動車の安全性の確保及び公害の防止を推進していきます。

(6) 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼす等社会的に問題になっている不正改造車、過積載を目的とした不正改造車の排除をするため、「不正改造車を排除する運動」を展開し、重点運動期間を設け、関係機関・団体の協力のもとに、積極的に推進します。

2 自転車等の安全性の確保

生活・協働・男女参画課、交通企画課

自転車の安全な利用を図るため、T Sマーク保険制度及びS Gマーク制度の普及に努めるとともに、関係団体と連携して県内各地の学校等で自転車の安全点検促進活動や安全利用講習を行うなど、自転車利用者が定期的に制動装置、ハンドル等の点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、具体的な事故事例を示すなどして、加害者となる場合に備えた損害賠償責任保険等の加入促進に努めます。

また、電動キックボードをはじめとする新たな低速・小型の電動モビリティの交通事故の発生が懸念されることから、電動キックボード等を販売又は貸し渡すことを業とする者や関係機関と連携しながら交通ルールの周知徹底を行い、交通事故の抑止を図っていきます。

第5節 道路交通秩序の維持

1 交通指導取締りの推進

交通指導課、高速道路警察隊

(1) 一般道路における交通指導取締り

ア 交通事故防止に資する交通指導取締り活動の推進

「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」を踏まえ、限られた体制での交通死亡事故の防止に資する交通指導取締りをより一層推進します。

具体的には、飲酒運転のほか、著しい速度超過等の交通死亡事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置き、これらの違反を行う運転者への注意喚起に結びつくような広報と一体となった指導取締りを推進します。

特に速度超過の取締りに当たっては、速度に起因する交通死亡事故等の発生状況等を踏まえて路線、時間帯等を選定し、効果的な速度取締りを実施するとともに、取締り場所の確保が困難な生活道路や警察官の配置が困難な時間帯においても取締りが行えるよう可搬式速度違反自動取締装置の計画的運用を図ります。

さらに、信号機のない横断歩道における歩行者の優先等を徹底するため、運転者に対し横断中はもとより、横断しようとする歩行者の保護に資する指導取締りを重点的に行います。

また、交通事故の被害の軽減を一層進めるため、シートベルトの着用及びチャイルドシートの使用に関する指導取締りの徹底を図ります。

イ 街頭活動の推進

交通事故分析結果に基づき、交通事故が多発する路線及び交差点において、白バイやパトカーによる警戒活動を推進するとともに、通学時間帯や薄暮時間帯における街頭活動を強化します。街頭活動を通じて、交通事故発生時の車外放出による致死率を大幅に引き下げる効果があるシートベルト装着・チャイルドシート使用義務違反の指導取締りを推進するとともに、児童、高齢者及び身体障害者の道路横断時における保護誘導活動や指導を積極的に推進します。

ウ 飲酒運転等の根絶に向けた取締りの一層の強化

飲酒運転の実態について必要な分析調査を行った上で飲酒運転に対する取締りを一層強化します。

また、飲酒運転や飲酒ひき逃げ事件等を検挙した際は、運転者のみならず、車両等の提供者、飲酒場所、同乗者、飲酒の同席者等に対する徹底した捜査を行い、車両等の提供、酒類の提供及び要求・依頼しての同乗や教唆行為について確実な立件に努めるとともに、適切な広報により飲酒運転の危険性の周知を図ります。

エ 自転車の安全利用に向けた交通指導取締りの推進

自転車利用中の交通事故や迷惑行為を防止するため、自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止、歩行者や通行車両に危険を及ぼす違反等に対して積極的に指導警告を行うとともに、歩行者や通行車両に具体的危険を生じさせたり、現場における指導警告に従わなかったりするなど悪質・危険な違反については、積極的な検挙措置を講ずる交通指導取締りを推進します。

(2) 高速道路における交通指導取締り

ア 交通指導取締りの推進

いわゆる「あおり運転」である妨害運転や著しい速度超過、飲酒運転、車間距離保持義務違反、交通の流れを阻害する通行帯違反等を重点とした交通指導取締りを推進します。

イ シートベルト着用及びチャイルドシート使用の徹底

警ら、検問等の街頭活動を強化し、交通事故の被害軽減を一層進めるため、後部座席を含めた全席シートベルト装着義務違反の指導取締りを推進します。

ウ 大型貨物自動車等に対する交通指導取締りの強化

大型貨物自動車による重大事故を防止するため、速度超過、過積載運転、不正改造等の指導取締りを強化するとともに、各種関係法令を積極的に適用し、背後責任の追及、関係機関と連携した事務所等に対する行政指導の徹底を図ります。

2 交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制の強化

交通指導課

ひき逃げ事件その他各種の交通犯罪の捜査及び交通事故事件捜査を適正かつ迅速に行うため、次により要員、装備等の充実強化を図ります。

(1) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進

適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するため、交通事故事件捜査総括官等の捜査幹部による的確な捜査指揮や交通鑑識員による客観的証拠の収集を徹底します。また、捜査幹部による捜査の進捗状況の把握や関係簿冊の点検等による捜査管理を徹底します。

(2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化等

先進県への派遣や教養研修の履修により、交通鑑識員及び交通捜査専従職員の捜査能力の一層の向上に努め、適正な立証活動を行うための装備資機材の整備充実を図るとともに、交通事故事件捜査支援システムによる業務の合理化、省力化を推進します。

また、自動運転車に関わる交通事故事件に適切に対応できるよう、体制を整備するなど必要な取組を推進します。

(3) 交通事故事件等に係る科学捜査の推進

ひき逃げ事件等の早期検挙を図るため、各種交通鑑識資機材に加え、防犯カメラやドライブレコーダー等を活用するとともに、三次元レーザー計測図画システムや、ひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等の更なる活用を図り、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件の捜査を推進します。

(4) 危険運転致死傷罪等の適切な立件を視野に入れた捜査の徹底

飲酒運転、信号無視、著しい速度超過、妨害目的運転等が疑われる交通事故を中心として、初動捜査の段階から自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条若しくは第3条(危険運転致死傷罪)又は第4条(過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪)の立件も視野に入れた捜査を徹底します。

3 暴走族及び違法行為を取行する旧車會對策の推進

交通企画課、交通指導課、運転免許課

暴走行為による事故、事件の発生を防止し、道路交通の秩序を確保するとともに、青少年の健全な育成に資するため、次の暴走族等対策を強力に推進します。

(1) 指導取締りの強化

暴走族対策室への情報の共有化等県下各警察署の一体化を図るとともに、暴走族取締りを総合的に実施します。

ア 積極的な検挙等による暴走行為等の封じ込め

共同危険行為等をはじめとする暴走行為に対しては、暴走族阻止検挙用資機材や暴走行為採証用資機材を有効に活用し、あらゆる法令を適用した検挙の徹底を図ります。

また、大規模集会・集団走行に関する事前情報を入手した際には、情報の共有を図り、集会の主催者に対する個別指導、検問、よう撃活動を強化することにより、暴走行為の封じ込め、検挙の徹底を図ります。

イ 不正改造車両等に対する取締り

騒音に係る整備不良車両運転、消音器不備、番号標示義務違反等、車両の不正改造等に対する取締りを推進します。

また、車両等の不正改造事案については、確実に整備通告を実施するとともに、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による整備命令制度の効果的な運用が図られるよう関係機関との連携を強化し、さらに、不正改造業者に対する取締りを強化します。

ウ 暴走族グループ等の解体に向けた取組の推進

あらゆる活動を通じて暴走族に関する情報収集を行い、実態を把握するとともに、組織的に個別指導・補導等を実施するなどして暴走族グループの解体及びグループからの離脱を促進するとともに、再組織化の防止を図ります。

また、旧車會グループの中には、暴走族風に改造した旧型自動二輪車等を連ねた集団走行や大規模な集会を行うなど、迷惑性の高いものもあることから、その実態の把握に努めるとともに、整備不良車両運転、消音器不備、騒音運転、番号標示義務違反等の各種法令違反行為に対する徹底した取締りを行い、その解体を促進します。

(2) 行政処分及び再犯防止措置の徹底

暴走行為に対する運転免許に係る行政処分を迅速かつ厳正に実施します。

特に、共同危険行為等の重大違反唆し行為に対する運転免許の取消処分等の的確な実施に努めます。

(3) 総合的施策の推進

広報啓発活動を積極的に行うとともに、家庭、学校、職場、地域等における青少年に対する適切な指導等を促進します。

ア 関係機関等との連携強化

暴走族及び少年の非行防止について、関係機関・団体等との連携を強化し、暴走族対策会議の活性化を図ります。

また、各種交通規制を実施するとともに、道路構造面から暴走しにくい道路環境の整備、い集場所として利用されやすい施設の適切な管理、暴走行為を助長する車両の不正改造防止等の措置について積極的に働きかけます。

イ 暴走族への加入防止対策の推進

暴走族への人的供給を遮断するため、中学生等を対象とした暴走族加入阻止教室を開催し、暴走族の危険性・悪質性について理解を深めさせるなど効果的な暴走族抑止対策を推進します。

ウ 暴走族追放気運の醸成

各種メディアに対して暴走族による不法行為の実態、暴走族の取締り状況等の資料提供を積極的に行うとともに、各種広報活動等を通じて、暴走族追放気運の醸成を図るなどして、暴走族対策への県民の理解と協力の確保に努めます。

第6節 救助・救急活動の充実

1 救助・救急体制の整備・拡充

消防保安課、西日本高速道路株式会社

(1) 救急業務実施市町村の拡大並びに救急業務の高度化の推進

消防法に基づく救急業務は、令和4年度、22市町において実施されていますが、他の4町村においても、消防法に基づく救急業務が実施されるよう消防の常備化及び広域化に取り組みます。

また、消防機関と救急医療機関との更なる連携の強化による救急業務の高度化の推進を図ります。

(2) 高速自動車国道等における救急体制の整備

高速自動車国道等における救急業務を適切かつ効率的に行うため、警察及び西日本高速道路株式会社並びに沿道市町（消防法の規定に基づく）及び関係機関の連携強化に努めます。

(3) 重大事故等の発生時における救急業務実施体制の整備

航空機事故、列車事故その他局地的に発生する重大事故に対処するため、関係機関の連携を強化します。

(4) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実並びに救急救命士の養成

救助隊員及び救急隊員の養成と資質の向上を図るため、消防学校等における教育訓練に引き続き取り組みます。

また、救急救命士の計画的な養成を図ります。

(5) 救助業務施設及び救急業務施設の整備の促進

救助工作車、救急自動車及び各種の救助救急資機材の整備を推進するとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行えるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進します。

また、救急指令装置、救急医療情報収集装置等の消防緊急情報システムの導入を促進し、救急医療機関、道路網等の整備と併せて救助活動及び救急業務の円滑な運用が行われるよう努めます。

2 救急医療機関等の整備

医療政策課

(1) 救急医療機関等の整備

ア 初期救急医療体制の整備

(ア) 休日夜間急患センターの充実

休日夜間の急病患者の医療を確保するため、休日夜間急患センターの整備充実を促進します。

(イ) 在宅当番医制の充実

休日等の急病患者の医療を確保するため、市郡医師会の実施する在宅当番医制の充実を促進します。

イ 第二次救急医療体制の整備

(ア) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院

病院群輪番制病院及び共同利用型病院の整備充実を図り、休日又は夜間の入院を必要とする重症救急患者の医療の確保を図ります。

(イ) 救急告示施設

救急隊が傷病者を搬送する医療機関として救急医療を行う救急医療施設を告示し、救急隊との緊密な連携によって救急患者の医療の確保を図ります。

ウ 第三次救急医療体制の整備

初期救急医療施設及び第二次救急医療施設の後方病院である救命救急センターの整備充実を図り、心筋梗塞、脳卒中、頭部損傷等の重篤救急患者に対する医療の確保を図ります。

(2) 救急医療従事医師研修会の開催

救急医療を担当する医師の救急医療に関する学識と技能の向上を図るため、県医師会に委託して研修会を実施します。

3 救急関係機関の協力関係の確保等

医療政策課

(1) 救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療を迅速、円滑に実施するため、救急医療機関、消防機関等関係機関相互の緊密な連携協力関係の確保を図ります。

(2) 県民の意識啓発

医師不足の中、不要不急の受診等が医療現場に与える影響は極めて深刻であるため、救急医療の適正受診について、県民の意識啓発を促進します。

事業名	事業量	事業費（千円）
病院群輪番制病院運営事業	1 地域	108,041
共同利用型病院運営事業	2 地域	32,924
救命救急センター運営事業	2 箇所	306,239
ドクターヘリ運航支援事業	年 間	239,266
救急医療施設医師研修委託事業	年 間	1,048
医療従事者確保のための 救急医療利用適正化推進事業	年 間	7,351
総合医療情報システム運営事業	年 間	11,166
計		706,035

第7節 損害賠償の適正化をはじめとした被害者支援の推進

1 自動車損害賠償責任保険（共済）の加入促進

宮崎運輸支局

自動車交通事故救済体制の整備拡充を図るため、軽二輪自動車と原動機付自転車の自動車損害賠償責任保険（共済）への加入促進を次のとおり実施します。

(1) 広報活動の強化

「自賠責制度PR月間」（9月1日～9月30日）を展開し、併せてポスターの公共施設等への掲示及びリーフレットの配布又は報道機関、地方公共団体等への広報活動を実施します。

(2) 市町村への加入指導の依頼

原動機付自転車の各市町村窓口への届出に当たり、自賠責保険（共済）への加入の勧奨を依頼します。

(3) 監視活動の充実

無保険（無共済）車の運行の防止に向け、監視活動を積極的に実施します。

併せて保険（共済）標章についても、車両番号標又は標識番号標に必ず貼り付けるように指導します。

2 損害賠償の請求についての援助等

生活・協働・男女参画課、宮崎労働局

(1) 交通事故相談活動の実施

交通事故による被害者及び加害者又はその家族に対し、交通事故にかかわる損害賠償問題、更生問題、その他の諸問題について、専門の相談員による交通事故相談を実施するとともに、訴訟、調停等高度な法律問題については、弁護士による教示、指導助言を得ることとします。

また、相談所から遠隔地の市町村に対しては、宮崎県弁護士会が実施する法律相談等の情報を提供するとともに交通事故相談所の広報を徹底することにより、広く県民の利用促進を図ります。

さらに、市町村独自及び広域的共同事業としての交通事故相談所を設置しているところをもとより、他市町村においても交通事故相談窓口の整備を図り、交通事故相談業務の有機的な連携の下に相談業務を推進します。

(2) 交通災害に係る労働者災害補償

業務上の交通災害及び通勤途上の交通災害については、労働者災害補償保険法の規定に基づき迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行います。ただし、原則として、自動車損害賠償責任保険の限度額を超えた場合とします。

3 自動車事故被害者に対する援助措置の充実

生活・協働・男女参画課、交通企画課
交通指導課、自動車事故対策機構

(1) 交通遺児等に対する育成資金等の貸付け及び重度後遺障がい者に対する介護料の支給

自動車事故対策機構が行う自動車事故による被害者の家族、特に交通遺児等に対する育成資

金の貸付け及び後遺障がい者のうち、特に重度の精神、神経障がいを有するため常時介護を要する家族に対する介護料の支給を促進します。

ア 交通遺児等貸付

(ア) 貸付金額	一時金	1 5 5 千円
	育成資金（月額）	2 0 千円若しくは1 0 千円
	入学支度金（小・中学入学時）	4 4 千円

(イ) 貸付期間 貸付決定時から中学卒業まで

イ 重度意識障がい者、重度脊髄損傷者に対する介護料の支給

(ア) 介護料の額	常時要介護	月額72,990円～211,530円
	随時要介護	月額36,500円～83,480円

(イ) 支給期間 申請書を受理した日から介護料支給事由の消滅の日まで

(2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

ア 宮崎犯罪被害者支援センター、交通安全活動推進センター等との連携を強化し、被害者の心情に配慮した相談業務を実施します。

また、被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過、捜査結果等の情報を提供するとともに、刑事手続の流れ等をまとめた「交通事故の被害者とその家族のために」を活用します。特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の被害者等については、被疑者検挙、送致状況、裁判結果等を連絡する被害者連絡制度の充実を図ります。

さらに、行政処分に関する情報についても、交通死亡事故の被害者の遺族等による問い合わせに応じ、情報の適切な提供を図るとともに、被害者の心情に立脚した親切かつ丁寧な対応に心掛けます。

イ 自動車事故対策機構は、同機構が実施する重度意識障がい者、重度脊髄損傷者に対する介護料の支給事業の受給者（以下「介護料受給者」という。）宅を直接訪問し、日常介護の苦労話の聴き取りを行うなど対面での心のケアにつとめます。

併せて、困っていること、分からないこと等の諸問題について相談に乗ることにより、解決への支援を行います。

また、国土交通省の指定を受けた協力病院（宮崎市：宮崎医療センター病院、日向市：日向病院）において、自動車事故が原因で重度後遺障がいとなり自宅療養をしている介護料受給者の短期入院を受け入れ、検査・治療をはじめ、今後の在宅介護を続けるための助言指導を行い、介護者負担の軽減を図ります。

第8節 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化等

交通企画課、自動車事故対策機構

交通事故の諸要因に関する統計の充実を図るとともに、交通事故に関するデータの解析、各種の実態調査の実施など道路交通事故の原因に関する総合的な分析・調査を推進します。

特に、地図上に交通事故発生状況の情報を表示し、より詳細な分析、解析を行う地理情報システム（GIS）を積極的に活用し、地域の実情に応じた緻密かつ柔軟な分析を行います。

また、交通事故分析の成果については、各種の施策に活用するほか、関係機関・団体による効果的な交通安全施策のために利用されるよう積極的に情報提供を行います。

第2章 鉄道及び踏切道における交通の安全

交通規制課、交通企画課

九州旅客鉄道株式会社、宮崎地方気象台

第1節 鉄道交通の安全

1 鉄道交通環境の整備

(1) 線路施設等の点検と整備

輸送の基本的条件である安全を確保するためには、線路施設に常に高い信頼性を保持する必要があります。

そのため、軌道や路盤等の施設の事前点検整備によって故障防止に万全を期するとともに、豪雨による土砂崩壊、落石等による施設の被害を防止するために、施設の的確な整備及び老朽施設の取替え改良を促進します。また、旅客の利便性向上のため、高齢者、障がい者等の安全利用にも十分配慮し、所要の整備を図ります。

(2) 運転保安設備等の整備

利用者のニーズに対応した列車運行を推進するため、運転保安設備によりその安全性を確保し、次の施策を重点的に実施します。

ア 運転保安設備等の整備

設備の点検・整備を強化し、不良箇所の早期発見、早期処理、老朽部品の早期取替えを推進し、事故防止に努めます。

イ 踏切保安装置の設備強化

踏切事故防止の観点から、故障による設備の信頼度の低下を防ぐため、高信頼性機器への更新を促進します。

又警報視認性向上のためLED全方向性の警報装置への更新を促進します。

2 鉄道の安全な運行の確保

(1) 乗務員及び保安要員の資質の向上並びに指導訓練の充実

鉄道の安全は、乗務員の高度な運転技術と運転設備の完全な整備によって確保されるものであり、安全輸送に対する意識の高揚と高度な技術を習得するため、職場内における指導訓練を一層充実することとします。

(2) 列車の正常な運行管理及び連絡体制の充実

列車の運行管理は本社に集約して管理されており、指令員の運転取扱及び無線設備を有効に活用し、運行状況の適正を図ります。また、異常時における連絡体制の充実及び対応能力の向上を図ります。

(3) 鉄道に関する公共の安全と秩序の維持

鉄道施設における警戒警ら、列車への警乗等を行い、鉄道に関する公共の安全と秩序の維持に努め、鉄道の安全運行の確保を図ります。

(4) 広報啓発活動の強化

鉄道の運転事故は、鉄道妨害、線路立ち入り、踏切道への進入等部外者によるものが大部分であり、特に踏切事故は列車脱線など重大事故の可能性が高く社会的損害が大きくなります。

従って踏切の通行指導や沿線の学校等への啓発活動を強力に推進していきます。

また、踏切脱出訓練の実施、春・秋の全国交通安全運動等の機会をとらえて、ポスターの掲示、チラシの配布等による広報活動を通して鉄道の交通安全に対する意識の高揚を図ります。

3 鉄道交通の安全に関する情報の充実

〈気象情報等の充実〉

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努めます。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1章 第3節 4 道路交通に関する情報の充実」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行います。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供します。

また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図ります。なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図ります。

4 救助・救急体制の整備

鉄道の重大事故等の発生に際しては、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、鉄道事業者と救急搬送機関・医療機関その他関係機関との連絡協調体制の強化を図ります。

第2節 踏切道における交通の安全

1 踏切事故の防止

第11次交通安全基本計画（令和3年3月中央交通安全対策会議）に基づいて関係機関の協力を得ながら、構造改良、踏切保安設備の整備、踏切道の統廃合の促進と交通規制を推進していくとともに、視認性向上のために全方向性警報機の整備等、標識類の整備、自動車の落輪対策として可倒式ポール、復旧スロープの設置、取付道路修繕等について関係機関と積極的に取り組み、個々の踏切事故防止に向けて整備を行います。

2 踏切道の立体交差化及び構造改良の促進

踏切と平面交差する道路の新設、改良に当たっては、第11次交通安全基本計画に基づき極力、立体交差化を基本とし、関係自治体と協議を行い推進を図ります。

また、自動車が通行する踏切道であって、その幅員が接続する道路の幅員より狭いもの、及び環境変化に伴い交通量が増加している踏切道については、道路管理者と協議して構造改良の促進を図ります。

3 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

(1) 踏切保安設備の整備

踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案して道路管理者と連携し踏切遮断機の整備を行うものとし、自動車交通量の多い踏切道については、道路の交通状況、事故の発生状況、列車運行回数等を勘案して、障害物検知装置等の整備を進めます。

(2) 交通規制の実施

踏切道における自動車、歩行者等の通行状況、幅員、接続する道路の構造、踏切保安設備の整備状況等を勘案し、幅員の狭い踏切道については、物理的に自動車が通行できないように道路管理者と協議を行い、車止めの設置を検討するとともに、必要に応じ、自動車通行止め、大型車通行止めなどの交通規制を実施するとともに、併せて道路標識等の高輝度化による視認性の向上を図ります。

4 踏切道の統廃合の促進

踏切を新設、改良する場合又は立体交差等の計画協議段階において、踏切道の利用状況、迂回路の状況等を勘案して、第3・4種踏切道など地域住民の運行に支障を及ぼさないと認められる箇所については、関係機関と協議し統廃合の促進を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進します。

宮崎県内踏切数

(令和4年4月1日現在)

	第1種	第2種	第3種	第4種	合計
日豊本線	169	0	2	16	187
吉都線	80	0	0	3	83
日南線	101	0	4	33	138
肥薩線	0	0	0	0	0
合計	350	0	6	52	408

第1種：自動遮断機が設置されているか、または踏切保安係が配置されています。

第2種：一定時間を限り踏切保安係が遮断機を操作します。

第3種：踏切警報機と踏切警票がついています。

第4種：踏切警票だけの踏切で、列車の接近を知らせる装置はありません。

5 その他、踏切道の安全と円滑化を図るための措置

踏切事故は警報無視、直前横断等に起因するものが多いことに鑑み、自動車運転者、二輪車（自転車を含む。）や歩行者に対する安全意識の高揚及び踏切支障時における非常信号等の緊急措置の周知徹底を図るため、春・秋の交通安全運動期間等により積極的な保安指導、広報活動を実施し踏切事故防止のPRを行います。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努めます。

宮崎県交通安全シンボルマーク



令和4年度宮崎県交通安全実施計画

発行 宮崎県交通安全対策会議

編集 宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課
宮崎市橘通東2丁目10番1号
TEL0985-26-7054